

令和 5 年第 3 回 秩父別町議会定例会会議録 目次

令和 5 年 9 月 13 日 (水)

日程	議案番号	議 件 名	頁
1		会議録署名議員の指名	1
2		会期の決定	1
3		諸般の報告	1
4		行政報告	2
5		所管事務調査の報告（総務経済常任委員会）	7
6		一般質問	8
7	承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて	19
8	議案第 4 5 号	秩父別温泉施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の設定について	21
9	議案第 5 4 号	北空知障がい支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について	28
10	議案第 4 6 号	深川市ほか 4 町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について	28
11	議案第 4 7 号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について	29
12	議案第 5 5 号	工事請負契約の締結について （秩父別町地域マイクログリッド構築事業第 1 期工事）	30
13	議案第 4 8 号	令和 5 年度秩父別町一般会計補正予算（第 3 号）について	32
14	議案第 4 9 号	令和 5 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	43
15	議案第 5 0 号	令和 5 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について	44
16	議案第 5 1 号	令和 5 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について	45
17	認定第 1 号	令和 4 年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について	46
18	認定第 2 号	令和 4 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	46
19	認定第 3 号	令和 4 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	46
20	認定第 4 号	令和 4 年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	46
21	認定第 5 号	令和 4 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	46
22	認定第 6 号	令和 4 年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について	46

令和5年第3回秩父別町議会定例会会議録

開催年月日 令和5年9月13日（水曜日）
開催場所 秩父別町議会議場
開催時刻 午前10時00分

出席議員（9名）

9番	大野敬君	8番	藤岡浩文君
1番	松永徹君	2番	金子利生君
3番	眞島秀樹君	4番	岡崎稔君
5番	中西伴浩君	6番	寺迫公裕君
7番	早川正剛君		

欠席議員（なし）

出席説明員

町長	澁谷信人君	副町長	竹内剛君
教育長	早川聡君	総務課長	中野慎司君
産業課長	笹木雄介君	会計管理者	尾垣義次君
住民課長	塩地勇夫君	企画課長	北垣慎二君
建設課長	宮武幸充君	教育次長	大山達美君
農委事務局長	宮本幹夫君	農委会長	吉田光博君
代表監査委員	藤岡和正君		

欠席説明員（なし）

出席職員

事務局長

書記

内山 潔 君

北 俊 紀 君

議事日程及び議件

別紙議案のとおり

会議録署名議員

7 番

早 川 正 剛 君

8 番

藤 岡 浩 文 君

議 事 の 経 過

(開会宣言)

議 長 (大野君)

ただ今から、令和5年第3回秩父別町議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(日程第1 会議録署名議員の指名)

議 長 (大野君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番 早川正剛議員、8番 藤岡浩文議員を指名いたします。

(日程第2 会期の決定)

議 長 (大野君)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月15日までの3日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの3日間に決定いたしました。

(日程第3 諸般の報告)

議 長 (大野君)

日程第3、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長 (内山君)

諸般の報告をいたします。今期定例会に町長から付議されました事件は、承認第3号の1件、議案第45号から第55号までの11件、認定第1号から第6号までの6件、及び意見案が第3号から第5号までの3件ございます。

また、議長からの付議事件として所管事務調査の申し出についてがございます。

なお、町長から令和4年度地方公共団体の財政健全化法に係る財政指標の報告、監査委員からは7月から9月までに実施いたしました例月出納検査の結果がまいっております。写しをお手元に配付しておりますので、朗読を省略いたします。

以上でございます。

議長（大野君）

次に、私からの報告ですが、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸般の報告を終わります。

（日程第4 行政報告）

議長（大野君）

日程第4、町長から行政報告があります。町長。

町長（澁谷君）

本日、第3回町議会定例会を招集いたしましたところ、収穫を迎え、何かとお忙しい中、全議員のご出席をいただきまして、誠に有難うございます。

6月13日の第2回町議会定例会以後の行政執行の主要な事項について、ご報告申し上げます。

始めに、前線が停滞したことに伴う大雨に対する対応と被害状況について、ご報告申し上げます。

8月6日未明、道内上空で停滞した前線が活発化した影響で、道北を中心に記録的な大雨となりました。

このことから、本町防災計画に基づく第1非常配備体制をとり、職員による町内の巡回を実施し、河川水位の確認と危険個所の把握に努めておりましたところ、同日午前5時30分に洪水警報が発令されたため、引き続き河川の状況や関係機関からの情報収集を行い、被害の未然防止のための体制を整えたところであります。

明け方以降、本町への雨足は弱まったものの、雨竜川上流域のまとまった雨の影響から鷹泊ダムの放流が継続して実施され、雨竜川の水位が上昇し続けていることから、2条排水機場のポンプを稼働し、周辺農地の内水排除を行い、被害の拡大防止に努めております。

その後、天候は回復し、河川の水位も低下したことから、同日午後9時50分に洪水警報が解除されたため、翌日に町内の被害状況を調査し、8月7日午前11時00分に非常配備体制を解いたところであります。

被害状況につきましては、幸い、人的被害や家屋の浸水はございませんでしたが、農作物については、河川敷地も含め6戸の水田、約7.2ヘクタールが冠水する被害が発生しております。

収穫時期を控え、被害に遭われた方には、心からお見舞いを申し上げる次第であります。

以上で、大雨関係の行政報告とさせていただきます。

次に、寄附の採納について申し上げます。

6月12日、北新町内の我部山豊春様から3条3丁目の旧フロンティアパークに隣接する土地144.25㎡を町づくりに役立ててほしいとのことでご寄附をいただきました。

有難く採納させていただき、有効に活用させていただきますとともに、我部山様のご健勝でのご活躍をご祈念申し上げますの次第であります。

次に、6月28日、旭川市の旭川トヨペット株式会社代表取締役社長遠藤穰様が役場にお越しになり、10万円相当の花苗の寄贈をいただきました。

地域に根ざした社会貢献活動として実施されている、第48回トヨペットふれあいグリーンキャンペーンの一環で、寄贈いただいた花苗はベルパークちっぷべつ内の花壇に植栽し、来場者に楽しんでいただいております。

旭川トヨペット株式会社様は、昨年を引き続いての寄贈でありまして、ご厚意に重ねて感謝申し上げますとともに、益々のご発展を心からご祈念申し上げます。

次に、交通事故死ゼロ1500日達成についてご報告申し上げます。

本町では、令和元年7月22日を最後に死亡交通事故は発生しておらず、本年の8月30日に交通事故死ゼロ1500日を達成いたしました。

翌日の8月31日には、町交通安全協会をはじめ、町内の各関係機関や団

体から大勢の皆様のご参加をいただき、役場交差点前で旗の波街頭啓発を行ったところであります。

交通事故死ゼロ 1500 日達成は、町交通安全協会や交通安全指導員会の皆様はもとより、地域ボランティアの安全パトロール員をはじめとする交通安全運動に携わる方々の長年にわたる弛まぬ努力の成果であり、その地道な取り組みに対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

今後も、この記録が 1 日でも長く継続できますように、引き続き交通安全に対するご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。交通事故死ゼロ 1500 日達成のご報告とさせていただきます。

次に、農作物の生育状況についてご報告申し上げます。

水稲については、6 月中旬から気温の高い日が続く一方、降雨量が少ない状況ではありましたが、生育は例年よりも早い状況で推移し、9 月 3 日から収穫作業が開始されております。

空知農業改良普及センター北空知支所が発表いたしました 9 月 1 日現在の水稲の生育状況は、平年より 9 日早く、稈長、穂長は長く、穂数は平年を下回っております。

小麦に関しましては、一部に連作による、がんもん病や湿害が見られたものの、概ね順調に生育し、7 月下旬に収穫作業が終了しております。

平年に比べ面積あたりの穂数が少なくなりましたが、製品歩留まりは高く、10 アールあたりの収量は 7.2 俵となりました。

ブロッコリーにつきましては、現在 13 から 14 作型の収穫期を迎えております。本年につきましては、猛暑による高温障害に加え、豪雨により病気がまん延し、特に黒すす病の影響が大きく、昨年と比べますと出荷数量は 70 パーセント程度となっておりますが、製品単価は昨年とほぼ同額で取り引きされております。

花卉に関しましては、スターチス・シネンシス・ダリアを中心に出荷されており、出荷数量は前年同期と比べますと微増で、単価は全体的には平年並みとなっております。

農林水産省が 8 月 31 日に発表いたしました、令和 5 年産水稲の 8 月 15 日現在における作柄概況によりますと、北海道は 102 ないし 105 パーセントのやや良と予想されており、全国的には、平年並みといった状況であり

ます。

生産者の皆様におかれましては、農作業事故等に十分留意され、豊穰の出来秋を迎えられますことをお祈り申し上げ、農産物の生育状況及び出荷状況の報告といたします。

最後に、6月13日以後の建設工事等の入札結果についてご報告申し上げます。

始めに、6月22日に執行いたしました、入札結果について申し上げます。

旭A団地公営住宅3号棟長寿命化改修工事で、平成11年に建設いたしました2階建て1棟5戸の住宅の屋根・外壁改修工事を行い、住環境の充実を図るものであります。

落札者は北垣建設工業株式会社、落札額は税込み2,706万円、落札率は97.70パーセント、工期は6月23日から10月31日までとしております。

次に、8月2日の入札結果について申し上げます。

秩父別桜川伐採浚渫工事で、日の出路線と南山路線約350メートルを河道内の伐採、浚渫を行い、流下能力を高めることで河川氾濫による災害の防止を図るものであります。

落札者は興和建设株式会社、落札額は税込み1,100万円、落札率は97.28パーセント、工期は8月21日から11月30日までとしております。

次に、8月21日の入札結果について申し上げます。

秩父別温泉駐車場排水改修工事で、温泉玄関前駐車場に設置されている延長194メートルの排水構造物を撤去し、新たに排水を整備して駐車場内の雨水処理の向上を図るものであります。

落札者は興和建设株式会社、落札額は税込み710万6千円、落札率は97.29パーセント、工期は8月24日から11月10日までとしております。

最後に、9月4日にマイクログリッド構築事業第1期工事の入札を執行しておりますが、本定例会において議案第55号としてご審議いただく予定でありますので、議案説明の折に詳細について申し上げます。

この他、8件の工事を発注しておりますが、概要につきましては、お手元に資料をお配りしておりますので、説明を省略させていただきます。

以上申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議 長（大野君）

次に、教育長から行政報告があります。 教育長。

教 育 長（早川君）

教育行政報告として、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果について、ご報告申し上げます。

本調査は、例年実施しております国語、算数・数学に、中学で4年振りに英語を加え、小学6年生と中学3年生を対象として4月18日に実施されました。

まず、教科の調査結果を概観しますと、小学校の国語、算数の両教科と中学校の国語・数学では、全道・全国の平均正答率を上回る一方で、中学・英語では課題が認められる領域もありました。

具体的な平均正答率ですが、小学校では、国語78パーセント、算数80パーセントと全道・全国の平均を10～19ポイント上回る結果となりました。

一方、中学校では、国語は73パーセントと全国平均を3.2ポイント、数学は55ポイントで4ポイント上回りましたが、英語では39ポイントと全国平均を6.6ポイント下回るという結果となりました。

特に日常的な短い英語の文章の概要を捉えること、社会的な話題に関しての英文を読み、考えとその理由を書くことなどの読むこと、書くことの領域に苦手意識が見られました。

今後は、今回明らかになりました課題に対して、詳細に分析し、改善策を検討していくことが大切と考えております。

また、学校及び児童生徒への質問紙調査の状況からは、小学では、算数の指導として、具体的な体験を伴う学習を通して、実感を伴った理解をする活動により、授業の内容がよくわかると回答した児童の割合が全道・全国を上回っていること。中学では、学校生活の中で、生徒一人一人の良い点や可能性を見つけ評価する取組により、人の役に立つ人間になりたいと回答した生徒の割合が全道・全国を上回っている結果が出ております。

さらに、平日の1日当たりの家庭での学習時間について、2時間以上の生徒の割合が昨年よりも増えていることから、公設学習塾設置の効果が

表れていると考えております。

これまで指導に当たってきた学校では、子ども達の学びを保障する環境整備、家庭と連携を図りながら主体的・対話的で深い学びの実現に向けた組織的な授業改善や望ましい生活習慣の確立などを着実に進めていただいております、これらが一定程度の成果に繋がったものと受け止めています。

教育委員会といたしましては、今後も子ども達が確かな学力を身につけ、小学校と中学校が連携した取組を一層充実させ、個別の学びと協働の学びを実現するため、ICTの活用を含めた授業改善や学校・家庭・地域の連携協働による望ましい学習・生活習慣の確立、小学校高学年における教科担任制の推進など、本町の子ども達に関わる全ての教育関係者が一体となった学力向上の取組を引き続き進めてまいります。

以上で、令和5年度全国学力・学習状況調査の結果についての教育行政報告とさせていただきます。

議 長（大野君）

以上で行政報告を終わります。

（日程第5 所管事務調査の報告）

議 長（大野君）

日程第5、所管事務調査の報告をいたします。岡崎総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。

委 員 長（岡崎君）

別紙により報告

議 長（大野君）

ただ今の総務経済常任委員会委員長の報告に対し、何かご意見はございませんか。

（ありませんの声）

ご意見がないようですので、所管事務調査の報告はこれにて報告済みといたします。

(日程第6 一般質問)

議 長 (大野君)

日程第6、一般質問を行います。1番 松永議員の発言を許します。
松永議員。

1 番 (松永君)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、私から質問させていただきたいと思います。

質問はアライグマの被害対策についてでございます。

近年、アライグマの被害件数が増加傾向にあると思われまして。

町内での捕獲頭数を見ても、過去3ヶ年、これは今の令和5年から令和3年までの過去3ヶ年の合計で128頭。その前の3ヶ年、これは平成30年から令和2年までの合計で71頭と確実に個体数が増えています。

また、これは担当職員の話なのですが、頭数以外にも町内の発生というか捕獲される場所の範囲が広がっているというようなお話も聞いております。

行政におかれましては、毎年被害調査を行っておりますが、アライグマの食害被害のある作物の販売農家が少ないため、被害額という数字は出てこないのが現状であります。被害の多くが家庭菜園であり、その場合、被害額が算出しづらく数字では見えてきません。

しかし、丹精込めて育てた野菜等が収穫直前に食害にあうというのは、栽培者の精神的苦痛は計り知れません。また、食害にあうからとトウモロコシの作付けをやめたという話も聞きます。アライグマによって町民の楽しみを奪われていることから何らかの対策の強化が必要かと思いますが、町長の考えをお伺いしたいと思います。

議 長 (大野君)

町長。

町 長 (澁谷君)

松永議員のご質問にお答えをさせていただきますが、アライグマの出没につきましては、平成 29 年度に初めて確認をされまして、翌年の平成 30 年度から本格的に捕獲に取り組んだところでありまして、直近の捕獲頭数につきましては、議員もおっしゃいましたように、令和 3 年度が 67 頭、令和 4 年度が 39 頭で、本年度は 9 月 7 日現在で 22 頭となっております。

また、アライグマの被害につきましては、そのほとんどが家庭用に栽培された野菜でありまして、被害額の報告がない状況であります。

これらの状況を踏まえまして、町ではこれまで、アライグマ等を捕獲するうえで必要となる秩父別町鳥獣被害防止計画及び外来生物法に基づく防除実施計画を策定いたしまして、秩父別町有害鳥獣対策協議会を設置し、有害鳥獣による農作物の被害の防止に努めてきたところであります。

アライグマにつきましては、国の特定外来生物に指定されており、捕獲については自治体職員又は外来生物法に基づく防除実施計画に基づいた者でなければ、駆除ができません。

このようなことから、町では担当職員に狩猟免許を取得させまして、さらには町内の狩猟免許保有者を防除従事者に登録していただきまして、町民からの要請に基づき、箱わな等による捕獲作業を実施しているところでございます。

現在、町ではアライグマ捕獲用の箱わなを 5 台所有して対応しておりますけれども、今日までは箱わなが不足して要望にお応えできないという状況にはありません。

しかし、今後の捕獲頭数の状況や町民の皆さんからの依頼の状況を見ながら、箱わなが不足を来すような場合には、台数を増やすことも検討してまいります。

また、報道などでもありますとおり、全国的に有害鳥獣捕獲従事者の高齢化やなり手不足が課題となっておりまして、町では、有害鳥獣捕獲従事者に必要な狩猟免許取得試験の予備講習費用の助成をしたり、駆除に協力いただける人数の確保にも努めているところでございます。

有害鳥獣対策については、町職員だけで対応することができない業務

でありますことから、今後も町民のご協力をいただきながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さらに、アライグマによる農業被害を防止するためにも、引き続き広報等で被害の注意喚起を行いますとともに、関係団体と連携をしながら、有害鳥獣対策を進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議 長（大野君）

よろしいですか。

1 番（松永君）

はい、有難うございます。

議 長（大野君）

次に、3番 眞島議員の発言を許します。 眞島議員。

3 番（眞島君）

3番、眞島でございます。議長のお許しをいただきましたので、この質問通告書に基づきまして、JR留萌線の廃止に伴う陸橋及び駅の今後の対応について、澁谷町長にご質問をさせていただきます。

明治43年に留萌本線として開通され、地域発展のために貢献され、愛された本線も令和8年3月をもって116年の歴史に幕を閉じるわけですが、廃止に伴い本町の主要幹線道路である国道233号線を通過する線路の上に掛かる陸橋も必要がなくなると思われますが、撤去していただけないかと思えます。

その理由といたしましては、東深川方面、西留萌方面に向かってそれぞれ上り下りがあるわけですが、特に東側につきましては、ゆるやかなカーブに伴い、東1丁目道路の交差点、さらには住民の門道路が合流されて、複雑な交差点となっているのが現状です。

また、冬季には風道で強い風による吹雪の発生も多く、見通しの悪い状態にもなりますことから、地域住民の方からは少なからず撤去してい

ただきたいという声も聞かれます。

しかしながら、国道につきましては、国の管理下であります。

以上のような実情を考慮していただき、国ないし関係機関に是非とも撤去の要請をお願いしていただきたいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

さらに、同じく留萌本線の廃止に伴い、秩父別町の玄関口として長きにわたり多くの方に利用され、町の発展と繁栄をもたらし、さらには交流の場としてもとても愛されてきた駅も役割を終えるわけですが、今後JR側との話し合いが行われると思いますが、解体か保管かいずれかにご判断される時が来ると思われますが、町長のお考えをお伺いいたします。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

眞島議員のご質問にお答えをいたしますけれども、JR留萌本線につきましては、議員のおっしゃるとおり、令和4年8月30日に締結したJR北海道と沿線自治体の合意書に基づき、令和5年3月末で留萌から石狩沼田間、さらには令和8年3月末で石狩沼田から深川間が全て廃止されることになっております。

議員ご指摘のとおり、跨線橋につきましては、東側の交差点において過去に交通事故が発生しており、さらに冬期間は除雪の雪が歩道にたまりまして、歩行者が車道を歩くなど危険性が高いことから、JR留萌本線の廃止に伴い撤去することが望ましいと考えているところであります。

そこで町といたしましては、留萌本線廃止の決定に合わせるような形でですね、国道を管理しております国土交通省北海道開発局札幌開発建設部長と深川道路事務所長に、跨線橋撤去の要望をすでに伝えているところでございます。

しかし、跨線橋につきましてはですね、札建の言い方では、設置するよりも撤去の方が時間がかかると、なかなか手をつけられないという

状況で、回答をいただいたところでございます。

しかし、今後も関係機関としっかり連携しながら、地道に協議を進めてですね、跨線橋の撤去が実現できるように努めてまいります。

次に、秩父別駅についてであります。JR廃線までに解体か保管かのいずれかの選択に加え、譲渡の有無について協議が進められることになっておりますけれども、一般的なお話をさせていただきますと、解体という選択は、建物の老朽化、維持管理の問題、その土地の利用価値があるのかといったことでしょう。

また、保管という選択には、地域の歴史的・文化的価値があるのか、あるいは観光資源として活用できるのかといった点を考慮して判断してまいるといことになりますけれども、JR留萌本線の廃止の決定はされておりますけれども、駅舎や鉄道用地、線路跡地の問題は、これから協議される部分も残っておりますが、駅の所有者は今はJRでありまして、現時点で町といたしましては、建物の状態、今後の維持管理等を考慮いたしますと、有償、無償に関わらず、譲り受けずに、その処分はJRに委ねる考えでございます。

今後も、町民や関係機関のご意見をいただきながら進めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご質問のお答えといたします。

議 長（大野君）

眞島議員。

3 番（眞島君）

ご答弁有難うございました。

まだ3年後の、先の話でございますけれども、方向性の見えない中でのご質問ではございますけれども、3年と言われますが、残りがたった3年ということでございますので、その間陸橋等々につきましては、非常にあまり、線路がなくなった、列車が通らなくなったあとは利用のメリットはないのかなと思われまますので、ただ今の町長の方から今後開発局等々にご陳情いただけるということでございますので、是非とも、い

ずれ話がくるのかなと思いますけれども、町長の在任中に是非道筋をつけていただければなど、もしきた場合ですけれども、そんなことでお願い申し上げるところでございます。

それで、1つお聞きしたいのですけれども、一部の町民の方から、先程町長も陳情されているというお話聞きましたけれども、もうすでに撤去の方が決まっているような、そんなような、信憑性のない話でございますけれども、そのようなお話をお耳にしましたので、その辺については今のところ要請をしているというだけで、開発並びに国の方からは陸橋のことについて、詳しい話は来ていないということで理解してよろしいのでしょうか。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

昨年8月末に締結してすぐ、9月の頭に札建さんに行って話をしましたら、とにかく設置については予算化できるけれども、撤去はなかなかできないということで、全く撤去の話は進んでおりませんというか、要望書、私要望も行きました、要望書も提出しております、国交大臣にも出してありますけれども、撤去については全く話が進んでいないと言いますか、おそらく国では今のところは歯牙にもかけていないということだと思うのです。

例えば、札沼線がずっと古い話、札沼線がなくなった時に碧水に跨線橋あったのですけれども、あれもですね、廃止になってからしばらくかかってから取り外したということで、なかなか、すぐ使う工作物はすぐ作ってくれるのですけれども、使わなくなった工作物の撤去はなかなか手をかけていただけないということで、今のところ全く、私は町民の方に跨線橋がなくなる、なくしたいというのは言ったかもしれませんが、なくなるという話はしたことありませんし、国でもまだまだこれから要望をしていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

議 長（大野君）
眞島議員。

3 番（眞島君）

有難うございました。

これは一町民からのお話でございますので、私の聞いたところの範囲で、今町長の方にご確認をさせていただいた次第でございます。

まだ白紙ということで理解をさせていただきます。

先程も申しましたけれども、これからいろんなそういう話が出てくるのかなと思いますけれども、できればそういう話が出たら、町長の現職のうちに道筋を決めれたら、お話を進めていっていただきたいなというようにお願いをいたします。

そして、駅についてですけれども、これにつきましても、跨線橋と同じに令和8年に必要なくなるわけでございますけれども、跡地につきましては、おそらくJRの管理ですので、JRが撤去するなり、整備するなりするのかなと思いますけれども、仮に、先程町長の答弁でもございましたけれども、町の方では受けるつもりはないというようなお話でございますけれども、もし受けると、町の方であの跡地をほったらかしということにもならないのかなと思いますけれども、JRの方で何らかの行政の方にそういう打診があれば、せめて長いこと皆さんに愛された駅の土地でございます、何らかの形でその軌跡を残していただけるような、そんな駅があったというような軌跡を残していただけるような方法で進めていただきたいなというふうに思っております。

先程の答弁では、駅の方で全て管理をしてもらうということでございますので、もし途中で状況が変われば、またそんなような話が出た時には、是非そこに駅があったということの軌跡だけは残していただきたいということをお願い申し上げまして、町長の方から何もなければ、ご質問を終わらせていただきたいと思います。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

J R、土地についてはですね、線路跡、線路の撤去についても、おそらく揉めると思うのですけれども、今札沼線、学園都市線、札沼線でしたか、あれについてもまだ駅の線路の撤去について町村と揉めている状況なのですけれども、私ども、J R土地はですね、おそらくJ Rがまず町に話しかけてくる、買わないか、無料でやるからもらってくれとくる。

それでいらんって言うと、おそらく民間の方にですね、公募というか公売にかけて売るとなってくると思います。

それで売れなければ、J Rの管理になると思うので、私どもがもらえばですね、そこ全部草刈り、線路跡全部うちがやらなければならないということで、莫大な金がかかるものですから、線路跡地をもらって何に使えるかってなったら、なかなか予定がないと。

それから、駅についてもですね、議員ご存じのように、バスがあそこ通ってくれないのです。

国道通って駅前まで入ってくれないものですから、だとするとあそこを何に使おうかといった時に、結構近くの人には申し訳ない、ちょっと外れているものですから、なかなか、私は今のところここでお金をかけて、何か有効な施設ができる、あるいは子どもの遊び場ができるということにも、なかなか難しいと思っておりますので、今のところはですね、私はあの土地はJ Rに全て任せるという考えでおりますし、たとえくれると言っても、私はもらうつもりはないとはっきり申し上げますし、ただ、議員言われたように、ここにJ Rの秩父別の駅がありましたと、何年開通した駅が100何年使っていましたということはしっかりと表記をどこかにしたいというふうには考えております。

以上でございます。

議 長（大野君）

眞島議員。

3 番（眞島君）

ご答弁有難うございました。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

有難うございました。

議長（大野君）

以上で眞島議員の質問を終わります。次に8番、藤岡議員の発言を許します。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）

藤岡です。町長にお考えを伺いたいと思います。

朗読を持って、質問に変えます。

癌患者が使うウィッグに支援をとということで、質問させていただきます。

今や、国民の2人に1人が癌になると言われています。

現に、私の知人にも抗がん剤治療を受けている方が何人かおり、話しかけるにも躊躇してしまうことが少なからずあります。

一口に癌と言っても種類は大変多く、全身いたるところに発生し、早期発見、早期治療が第1というふうに使われています。発見が遅れるほど癌の進行が進み、強い抗癌剤治療が必要になり、副作用も深刻で、髪の毛が抜ける事例が多くなります。

特に女性の場合は深刻な問題です。外出や友人との交流を控えたりするなど、身体的ダメージに加え、精神的な面でも大きな負担となっています。

対策としては、ウィッグを勧められることになるわけですが、精巧なものになると数十万円の値段、保険がきかない、洗い替えが必要になる等々、治療費に加えて、大きな負担となっています。

そこで、癌患者さんの精神的、経済的な負担を少しでも軽減するためにもウィッグ等の購入に対し、行政による支援をされてはいかがでしょうか。

町長のお考えを伺います。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

藤岡議員のご質問にお答えさせていただきますが、令和3年度の厚生労働省の人口動態統計によりますと、我が国の死因で1番多いのが癌でありまして、年間約38万人の方が亡くなっておりまして、死亡された方の約4人に1人が癌で亡くなったということでありまして、生涯では2人に1人が罹患するという推計もされております。

本町が策定いたしました、第2期健康増進計画におきましても、町民の死因割合で最も多いのが癌でありまして、町民の健康寿命の延伸において大きな課題となっておりますことから、町といたしましては、早期発見、早期治療に結び付くように住民健診に併せて、各種癌検診を実施しているところであります。

しかし、早期治療により生存率が高まってもですね、抗癌剤治療には、吐き気や脱毛といった副作用がありますし、癌患者の身体的・精神的な負担は大きなものがあると認識しております。

このようなことからですね、治療に伴う社会生活上の負担や不安を和らげ、療養生活の質を向上させることを目的として、医療用ウイッグ等の購入に対して、助成をする自治体がぼちぼち出てきておりまして、北海道においても、昨年度十勝管内の音更町が、さらに今年の8月からは函館市が助成を始めているところであります。

本町としても、癌患者の日常生活の負担軽減のために有効な手段と考えておりまして、実は既に先行自治体の調査を実施しておりまして、令和6年度からの実施に向けて、制度設計を進めているところであります。

今後は、さらにウイッグ以外にもですね、助成の対象や金額、併せて補正下着などですね、対象とする補装具の種類、さらには、癌以外で対象とする疾病なども、詳細についてしっかりと検討をしまいたいというふうに思っております。

今後、住み慣れた地域で健康に暮らすことができるように、各種健

診の受診率向上を目指しながら、この助成制度の創設によって、治療の伴う負担の軽減を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げますし、併せて制度創設に向けて知見をお寄せいただきますように重ねてお願い申し上げます、お答えとさせていただきます。

議 長（大野君）
藤岡議員。

8 番（藤岡君）

ただ今町長から前向きなご返事をいただき、大変有難うございます。

本当に癌治療といっても、簡単な話ではないということは、皆さんご理解いただけていると思います。

抗癌剤の治療が何十年も続いているという方も聞いておりますので、長くなる程やっぱり精神的に負担、経済的に負担も多くなるということだと思います。

ウィッグに関わらずですね、町長も答弁の中にありましたけれども、いろんな、何て言いますか、かかる部位によって、補正する部分と言いますか、専門用語ではアピアランスケア用品というふうに言われるようですけれども、女性の胸の癌であればそれを補正するようなものがあるとか、例えば男性にしても前立腺癌が多いというふうに聞いておりますが、尿漏れのパッドですとか、いろんな対策の用品が開発されているということでございます。

それもかなりの負担になっていくというように伺っておりますので、やっぱり町長の立候補の時に言われている、住んで良かったと、秩父別に暮らして良かったなということに繋がるいろんな政策を打ち出させていただいて、患者さんのケアに努めていただきたいなというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。

議 長（大野君）

以上で藤岡議員の質問を終わります。

(日程第7 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」)

議長 (大野君)

日程第7、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議長 (大野君)

これより、承認第3号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員。

2 番 (金子君)

1点か2点ちょっと確認なのですけれども、まず最初に、これ2件あるのですけれども、被害を受けた方は同じ方ですか。

議長 (大野君)

総務課長。

総務課長 (中野君)

違う方です。

2 番 (金子君)

分かりました。

議長 (大野君)

よろしいですか。他に質疑は。 岡崎議員。

4 番 (岡崎君)

その後ですね、この公営住宅は落雪に対する対策、対応、これはどのようにするようお願いなのでしょうか。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

たまたま今回 30 万超えたから被害出てますけれど、30 万超えなければ私どもで処理できますので。

年間何件か発生しております、毎年。というのは、古い住宅と言いますか、どことは言いませんけれども、2 階建て以上の住宅ですと、下に車庫がある住宅あるのですけれども、今の車はほとんど入れない高さなのですね。高さ的に、車庫が低くて。それで、屋根の前に置いて、屋根の雪が落ちてくると。

再三私どもは注意をしておりますし、住宅の共同使用のところには貼り紙もしております。ただ、それでも、こういった事故は発生するというところで、毎年損害賠償を行っているのですけれども、これについては、まず今年はですね、各戸に入居されている方、各戸にしっかりと通知をするということを考えておりますし、ただ、今更あの建物に金をかけて雪落ちないようにすることはできないものですから、とにかく住民の方にそこに置かないでくれと、空けてくれと言うことしかないものですから、これからその対応を考えますけれども、とりあえず今年は住んでいる方全てのところに、しつこくチラシを入れてまいりたいと、まず意識の啓発を行っていききたいというふうに思っているところでございます。

議 長（大野君）

よろしいですか。他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

お諮りいたします。承認第 3 号は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案どおり承認することに決定いたしました。

(日程第8 議案第45号「秩父別温泉施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の設定について」)

議 長 (大野君)

日程第8、議案第45号「秩父別温泉施設設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の設定について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 企画課長。

企画課長 (北垣君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第45号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員。

2 番 (金子君)

北垣課長さん、ちょっと早口で聞き取れなかったところもあるのですが、最初に細かく設定したやつを4千円以内ということで決めるそうなのですが、これは利用者に対しては、どうやって周知をしていただけますか。繁忙期と閑散期の値段が変わるのですが、利用者に対する周知方法を教えてください。

議 長 (大野君)

企画課長。

企画課長 (北垣君)

周知方法でございますが、この議会で決定をいただいた後に、ホームページ等々で周知をさせていただいていきたいと思っております。

ただ、閑散期につきましては、そういう対応が出来るということでお話をさせていただきましたが、現時点では閑散期の引き下げ考えてはございません。

今後利用していく上で、そういった部分が必要になってくれば、そういった部分、金額安く設定するっていったものを考えていきたいとは思っています。

議 長（大野君）
金子議員。

2 番（金子君）
閑散期は基本的に今の、改正前の料金を維持するっていうこと。

議 長（大野君）
企画課長。

企画課長（北垣君）

やはり温泉の利用があつての収入ですので、現行よりも安い金額を設定する場合も今後あるかもしれません。それは現時点ではあるとはちょっと言いきれませんが、そういった点でご理解をいただきたいと思います。

議 長（大野君）
よろしいですか。

2 番（金子君）
はい、もう1点。

議 長（大野君）
金子議員。

2 番（金子君）

ちょっとこれは聞き取れなかったのですけれども、3ページの備考の5項ですか、入館料の回数券11枚綴りが新しい方ではなくなっているけれども、これは廃止するということでしたっけ。

議 長（大野君）
企画課長。

企画課長（北垣君）

すみません、回数券自体は廃止はしませんが、1回の利用の上限額を定めましたので、11回の回数券のこういった表記までは必要ないかなと思って、今回削らせていただいたところです。

議 長（大野君）
はい、どうぞ。

2 番（金子君）

すみません、物分かり悪くて大変申し訳ないのだけど、そうしたら1ページ目の入館料500円以内、250円以内っていうのも、これは変動というか、下がる可能性もあるっていうことですか、入館料。

議 長（大野君）
企画課長。

企画課長（北垣君）

入館料、現行でも半額の日とか設けておりますので、そういった部分に対応出来るかと思えます。

回数券でございますと、大人ですが5千円で11枚の券になりますので、1回当たりの券割り返すと400いくらになるかと思えます。そういった部分で500円以内という文言がありますので、そういった部分に対応出来るのかなということで、この条文の備考欄の一文を削らせていただいたところでございます。

議 長（大野君）
よろしいですか。次に岡崎議員。

4 番（岡崎君）
繁忙期と閑散期ですか、という表現をされていましたがけれども、具体的に何月からいつ繁忙期で、いつが閑散期にというふうな考え方はお持ちなのでしょうか。

議 長（大野君）
企画課長。

企画課長（北垣君）

近隣施設でも行っていますが、繁忙期としましては年末年始、夏休み、冬休み、あとお盆とかそういった時期を想定してございます。あとゴールデンウィークもそうですが、そういった時期を想定してございます。

閑散期につきましては、今後利用の状況などを見て判断をしていきたいと思いますが、世間一般的には11月位、そういった時期になろうかなと思いますが、それは実際の利用を見て判断していきたいと思いますので、今すぐ閑散期はこの時期だという部分はちょっと説明出来ないということでご理解をいただきたいと思います。

議 長（大野君）
よろしいですか。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）
繁忙期だけは決まっているのですか。

議 長（大野君）
企画課長。

企画課長（北垣君）

あくまで近隣の施設でそのような料金体系をとっているのが、そういう時期であったということで考えてございます。

議 長（大野君）

よろしいですか。関連、金子議員。

2 番（金子君）

価格の周知をホームページで行うとおっしゃっていましたが、実際にどれ位前にホームページに掲載する予定ですか。

議 長（大野君）

企画課長。

企画課長（北垣君）

今議会で決定をいただいた後に早急に対応したいと思いますので、それまで、10月1日から施行したいと思っておりますので、それに間に合うような形で十分周知をさせていただいていきたいと思っております。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

この今回の提案、議員の先生方には大変申し訳ないのですが、料金変える度に議会の議決いただかなきゃいけないということで、上限を設けておけば、私どもの決裁で例えば6千円にしよう、5千円にしよう、1万2千円以下であれば結構ですということで、今日提案させていただいたわけでございます。

その根っこにありますのは、この近隣、北空知というか、空知管内見てもうちの宿泊が圧倒的に安いということでございます。

それから、宿泊は実は町民の方はほとんど使いませんので、町民の方に

は影響ないだろうということでございます。

それから、繁忙期・閑散期、基本的に繁忙期以外閑散期なのですけれども、それをどうするかというのは、今のところ本町ではお盆、お正月、夏休み期間、ゴールデンウィークですか、これを繁忙期としておりますけれども、これについてはこれから検討してまいりますし、今金子議員質問された周知ですけれども、ホームページでやりますけれども、今すでに10月以降の分を予約されている方については、旧料金で対応いたします。

さらに、これから予約される方、電話でほとんど来ますので、電話の際に料金をお話申し上げるので、泊まった方とトラブルは出てこないというふうに考えているところでございます。

議 長（大野君）
金子議員。

2 番（金子君）

私がちょっと聞きたかったのは、最近それこそ景気が良くなってというか、海外の方がいらっしゃって、札幌のビジネスホテルもですね、今はもう我々が出張に行った時は、6千円、7千円のビジネスホテルが、もう1万円、1万5千円っていうのがザラなのですけれども、そういうホームページを拝見すると、今例えば9月です、私が12月に行こうと思ったら、12月までの料金が掲載されていますよね。

だから、そういう利便性も何て言うのですか、町というか、振興公社というか、振興公社に委ねられるのだと思うのですけれども、振興公社はそういう何ヶ月後かの宿泊料もホームページに載せていただけるのですか。

議 長（大野君）
町長。

町 長（澁谷君）

やっと議員の質問された意味が分かりましたけれども、温泉の場合、そんなに頻繁に料金変えるつもりはございません。

例えば、今これから議決いただいて、温泉と相談しながら、例えば正月1泊2食で例えば8千円、1万円だと決めたら、おそらくその翌年も同じ額だと思いますので、10月にはホームページにアップして、それが12月の予約の部分が1万円だとしたら、おそらく翌年も1万円だろうと。

今金子議員心配されたのは、ホテル日によってこんなに出てくるのですけれども、それはまず考えていません。

2 番（金子君）
分かりました。

議 長（大野君）
よろしいですか。

2 番（金子君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第45号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案どおり可決いたしました。

暫時休憩します。

休 憩 午前 10 時 58 分

再 開 午前 11 時 00 分

再開いたします。

(日程第 9 議案第 54 号「北空知障がい支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について」、日程第 10 議案第 46 号「深川市ほか 4 町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について」)

議 長 (大野君)

日程第 9、議案第 54 号「北空知障がい支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について」、

日程第 10、議案第 46 号「深川市ほか 4 町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について」の 2 件を一括議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、日程第 9、議案第 54 号「北空知障がい支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について」と

日程第 10、議案第 46 号「深川市ほか 4 町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について」の 2 件を一括議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 54 号、議案第 46 号に対しての質疑に入ります。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

討論については、希望者がいないと思いますので、ただちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 54 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 54 号は、原案どおり可決いたしました。

お諮りいたします。議案第 46 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第 11 議案第 47 号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」)

議 長 (大野君)

日程第 11、議案第 47 号「北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 47 号に対しての質疑に入ります。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

討論については、希望者がいないと思いますので、ただちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 47 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 47 号は、原案どおり可決いたしました。

11 時 20 分まで暫時休憩といたします。

休 憩 午前 11 時 6 分

再 開 午前 11 時 20 分

再開いたします。

(日程第 12 議案第 55 号「工事請負契約の締結について(秩父別町地域マイクログリッド構築事業第 1 期工事)」)

議長(大野君)

日程第 12、議案第 55 号「工事請負契約の締結について(秩父別町地域マイクログリッド構築事業第 1 期工事)」を議題といたします。

本件に対しまして、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長(宮武君)

別紙議案により説明

議長(大野君)

これより、議案第 55 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 松永議員。

1 番(松永君)

この工事の工期はどのようになっているのでしょうか。

議 長（大野君）
建設課長。

建設課長（宮武君）

工期は12月15日までとなっています。議案が終わってから契約を締結してからになります。議決が終わって、それからになります。

1 番（松永君）
現実の着工というか。

建設課長（宮武君）

工期は契約をした日から、工期なので。結は12月15日です。

1 番（松永君）
それまでに基礎とかが出来るっていうこと。

建設課長（宮武君）

主に今回は太陽光パネルの製作、それと自営線路の埋設をする工事なので。

1 番（松永君）
埋設は終わる。

建設課長（宮武君）

埋設は終わる予定としております。

1 番（松永君）
有難うございます。

議 長（大野君）

よろしいですか。他に質疑はありませんか。

(なしの声)

ないようですので、これにて質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 55 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 55 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第 13 議案第 48 号「令和 5 年度秩父別町一般会計補正予算(第 3 号)について」)

議長 (大野君)

日程第 13、議案第 48 号「令和 5 年度秩父別町一般会計補正予算(第 3 号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長 (中野君)

別紙議案により説明

議長 (大野君)

これより、議案第 48 号についての質疑に入ります。質疑はございませんか。 金子議員。

2 番 (金子君)

歳入でちょっと確認をさせていただきます。8 ページ、町民税の個人の方なのですけれども、これは発布が終わって、確定したことによる補正だと思いますけれども、関連の部類に入るのだらうと思いますけれども、本町の町民の方がですね、ふるさと納税で町民税の減税といたしますか、そう

いう実績があれば教えていただけますか。

議 長（大野君）
総務課長。

総務課長（中野君）

すみません、手元に細かな数字はございませんけれども、数件のそういった実績はあるということで把握はしてございます。細かな数字は後程お答えさせていただきたいと思います。

2 番（金子君）
お願いします。

議 長（大野君）
後程でいいですか。

2 番（金子君）
はい。

議 長（大野君）
他に。 岡崎議員。

4 番（岡崎君）
歳入のですね、温泉の入湯税なのですけれども、予定よりか何人位見込み少なくなったのですかね。

議 長（大野君）
企画課長。

企画課長（北垣君）

入湯税でございますが、人数の方はちょっと把握してございませんが、

令和元年、コロナ前に比べますと、令和元年の実績よりも若干落ちるであろうということで、数字の方は計算させていただいたところでございます。

議 長（大野君）
よろしいですか。

4 番（岡崎君）
もう一度。すみません、令和元年ですか。

議 長（大野君）
企画課長。

企画課長（北垣君）

令和元年、コロナ前の数字、それに近い数字を想定して、今回の減額とさせていただいたところでございます。

議 長（大野君）
よろしいですか。 金子議員。

2 番（金子君）

私も岡崎議員と同じようなちょっと疑問を感じたのですけれども、使用料、入湯税ですね、今の時点で落とすのもちょっと早いような気がするのですけれども、完全にもう2,210万の歳入で、言葉ちょっと適切ではないけれども、諦めたというか、これから挽回するということは考えなかったのでしょうかね。

議 長（大野君）
企画課長。

企画課長（北垣君）

すみません、正直なところ申し上げますと、令和元年からの実績ちよっ

と申し上げたいと思います、入湯税の。令和元年がですね、2,380万円。それと令和2年、こっちが1,620万円。令和3年、1,760万円。令和4年、1,970万円。そういった実績でございました。

そういった実績を考慮しまして、令和5年、今年はそれよりも増えるであろうということで、2,110万円ということで、予算、現況予算にさせていただいたところがございます。

議 長（大野君）
よろしいですか。

2 番（金子君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑ありますか。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）
歳出の部分でちょっと2点程お伺いしたいと思います。13ページ、児童福祉費の18節の出産・子育ての関係ですが、実質出産された方何人位っていうの教えていただければと思います。

議 長（大野君）
分かりますか。 住民課長。

住民課長（塩地君）

ただ今の藤岡議員のご質問でございますけれども、この出産、今まで4月から9月までの実績ということで、お伝えをさせていただきます。

妊娠届出が来られたのが実績5名、そして出産届出が来られたのが実績が3名ということで、こちらの方4月から7月までということの実績となっております。以降ですね、こちらの方また補正の見込みを入れて、補正をさせていただいたということで、お汲み取りをいただければと思いま

す。

議 長（大野君）

よろしいですか。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）

有難うございます。もう1点、お伺いをしたいと思います。

14ページの予防費の関係ですが、コロナワクチンの接種の関係で行政にお世話になっているのですが、今回のワクチンの接種の予約、LINEで予約が出来るように設定されたのですが、これのLINEでの申込数とかかっていうのが分かれば参考に教えていただきたいと思いますが、その通信費の数字には上がってこないのだろうと思うのですが、分かりますか。

議 長（大野君）

住民課長。

住民課長（塩地君）

正確な数字はですね、今お手元にちょっと持って来ていませんので、後程お示しをさせていただきたいと思います。

議 長（大野君）

よろしいですか。 藤岡議員。

8 番（藤岡君）

はい、有難うございます。

せっかく作ったLINEの制度ですので、ワクチンだけにとどまらず、いろんな部分で活用出来るようなことに利用されていくのが一番いいのかなと思います。今の段階ではLINE、ワクチンの接種予約のみということのように伺っていますので、今後窓口のデジタル化が進んでいくと思われまますので、その辺も考えながら、どんなふうなデジタル化になっていくかっていうのは、私どもも全然イメージもつかないのですが、分かる範

困で結構です。

議 長（大野君）

いいですか。 住民課長。

住民課長（塩地君）

今のLINEのですね、予約の関係でございますけれども、この新型コロナウイルス、また住民健診の方もですね、LINEの方で予約が出来るような検討させていただいてございます。

今後につきましてはですね、またどのような使い方があるか検討させていただきたいと考えてございます。

議 長（大野君）

藤岡議員、よろしいですか。

8 番（藤岡君）

はい、有難うございます。

議 長（大野君）

他に議案第48号に対して質問ありますでしょうか。 総務課長。

総務課長（中野君）

すみません、先程の金子議員のご質問、ふるさと納税の本町の実績というところでございましたが、51名、金額にして214万円の実績がございました。以上でございます。

2 番（金子君）

有難うございます。

議 長（大野君）

他に質問ありますでしょうか。 金子議員。

2 番（金子君）

教育委員会にちょっと質問をさせていただきます。

16 ページ、報償費、義務教育学校開校準備委員謝金計上されていますけれども、6 名分ということによろしいですね。違う、6 名分。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（大山君）

謝金につきましては、人数でいきますと6名で3回の会議を見込んでございます。

議 長（大野君）

金子議員。

2 番（金子君）

これから本格的にですね、準備委員会の方、教育委員会の方、ご苦労いただいてですね、義務教育学校開設に向けて、色々多岐にわたって準備をしていただくことになろうかと思えますけれども、2点だけ聞かせてください。

その準備委員会の委員さん6名、これは名前はよろしいですから、町内の有識者の方もいらっしゃると思えますけれども、町外の方もいらっしゃるのか。

それと今教育委員会でですね、冒頭申し上げましたけれども、協議することは多岐にわたると思えますけれども、一番大きな課題といたしますか、準備を要する課題っていいですか、それをもし把握していたら、聞かせていただきたいと思います。

議 長（大野君）

教育次長。

教育次長（大山君）

まず義務教育学校準備委員会の委員さんの構成ですが、まず区分を設けておりまして、本町の小中学校のPTA会員、そして小中学校に学校運営協議会、いわゆるコミュニティスクールのCSというものなのですが、けれども、そちらの委員さん数名、そして小中学校の校長、教頭、あと教育委員会も入りまして、構成を考えておりまして、謝金につきましては学校の先生とかは支給する予定がございませんので、一般の町民の方、町外の方は入っておりません。以上でございます。

2 番（金子君）

あと協議する課題をお願いしたいのです。大きいのがもしあれば。

教育次長（大山君）

続けて答えさせていただきますが、この準備委員会なるもので、何をやるのかということなのですが、先程金子議員もおっしゃられましたが、義務教育学校の開設に向けては、多岐にわたりまして、たくさんの方の意見を協議・検討していかなくちゃいけないわけなのですが、その中でも大きなものという表現が合っているかどうか分かりませんが、例えば学校名、そして校歌ですとか、校章、マークですね、そちらを決めるにあたって、この準備委員会の委員さん全て住民の方です。学校関係の住民の方の、皆さんの決める前段で皆さんの意見をお伺いする場という形でこの委員会を設定させていただいております。そういった意見を伺いながら、こちらの方で学校名なりなんなり、大きな課題について決定していこうという予定でございます。以上でございます。

議長（大野君）

よろしいですか。金子議員。

2 番（金子君）

はい、有難うございます。ぜひともいい学校にするために頑張ってい

ただきたいと思います。

議 長（大野君）

他に質疑ございませんか。 寺迫議員。

6 番（寺迫君）

15 ページ、豊かな森づくり推進事業補助金ということで、国庫補助も含めた中で、5 条東側に植林するということですが、この植林の面積と木の種類を教えてくださいませんか。

議 長（大野君）

産業課長。

産業課長（笹木君）

面積は 5.18 h a、樹種はカラマツでございます。

議 長（大野君）

寺迫議員。

6 番（寺迫君）

先程の説明で個人の土地というふうにおっしゃったと思うのですが、それでよろしいでしょうか。

議 長（大野君）

産業課長。

産業課長（笹木君）

そのようになっております。

議 長（大野君）

寺迫議員。

6 番（寺迫君）

植林ということなので、倒木等々あったと思うのですが、その原因等々は分かっておられるのでしょうか。

議 長（大野君）

産業課長。

産業課長（笹木君）

一部倒木等もございましたが、基本的にはやっぱり樹齢が高い樹種があったものですから、それを伐採し、その後に今回植樹するというところでございます。

議 長（大野君）

よろしいですか。 寺迫議員。

6 番（寺迫君）

そういった森林っていうのは結構あると思うのですが、その国庫補助と町の単費とで保障っていうか、植林するわけですが、その見解っていうか、個人でやらなきゃならない分と町と国でやる、その見解の境目っていうか、そこら辺の何ていうか、国に対して補助金もらうと思うのですが、そこら辺の町としての見解っていうのはどういふ。

まるっきり個人の土地で倒木あったら、それは補助の対象にならないと思うのですが、それが災害ですとか、自然災害とか色々あると思うのですが、そういった要件っていうのはどういふ要件なのでしょう。

議 長（大野君）

町長。

町 長（澁谷君）

基本的にはですね、北空知森林組合経由で、あそこが認めた分につい

てはうちも出さなきゃいけないということでございます。

議 長（大野君）
よろしいですか。

6 番（寺迫君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑はございませんか。
（なしの声）
質疑なしと認めます。 住民課長。

住民課長（塩地君）

先程の藤岡議員のご質問のLINEのですね、申込状況でございますけれども、令和4年度実績でございます、4回目の接種の時でございますが、LINEで112件申込みをいただいております。

また、5回目につきましては、116件申込みをいただいているといったような状況となっております。

議 長（大野君）
よろしいですか。
これにて質疑を終了いたします。よろしいですか。
（はいの声）
これより討論を行います。討論はございませんか。
（ありませんの声）
討論なしと認めます。
お諮りいたします。議案第48号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）
ご異議なしと認めます。

よって、議案第 48 号は、原案どおり可決いたしました。

(日程第 14 議案第 49 号「令和 5 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について」)

議 長 (大野君)

日程第 14、議案第 49 号「令和 5 年度秩父別町介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 住民課長。

住民課長 (塩地君)

別紙議案により説明

議 長 (大野君)

これより、議案第 49 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

(ありませんの声)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(ありませんの声)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 49 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 49 号は、原案どおり可決いたしました。

午後 1 時 00 分まで暫時休憩といたします。

午後 1 時 00 分に議会に参集願います。

休 憩 午前 11 時 50 分

再 開 午後 0 時 58 分

再開いたします。

(日程第 15 議案第 50 号「令和 5 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正
予算(第 1 号)について」)

議 長(大野君)

日程第 15、議案第 50 号「令和 5 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長(宮武君)

別紙議案により説明

議 長(大野君)

これより、議案第 50 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。 松永議員。

1 番(松永君)

この 1,981 万円っていう金額が、今回一般財源からの歳入になるということは、今後それから、それにも税がかかるということになるということでしょうか。

修正しなきゃいけないということは、今まで一般財源から歳入を収入と見ないで、その分消費税の申告として、なかったということですよ。

今回またその払うために、一般財源から歳入として受け入れるということは、それは今度収入として見られるということになるのでしょうか。

そうしたら、その有無はまたやっぱり上がるということですよ。

議 長(大野君)

建設課長。

建設課長(宮武君)

すみません、一般会計繰入金ではなくて、も含めて、起債だとか国庫補助金の関係の部分も全部絡んでくるのですよ。

それに対しての指摘があったものですから、その特定収入の判定を要するという部分で、確認をとって、今回の補正になっているので、その分に関しては、また再度確認をとって、消費税の計算をして、今年度計算して、今回も還付を受けるというふうな感じを、税務署からは返事をもらっています。

工事に対して、発注に対してのことですから。というような今認識でございます。

議 長（大野君）
よろしいですか。

1 番（松永君）
はい。

議 長（大野君）
他に質疑ありませんか。

（なしの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 50 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 50 号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第 16 議案第 51 号「令和 5 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」）

議 長（大野君）

日程第 16、議案第 51 号「令和 5 年度秩父別町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題といたします。

本件に対して、提案者の説明を求めます。 建設課長。

建設課長（宮武君）

別紙議案により説明

議 長（大野君）

これより、議案第 51 号に対しての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（ありませんの声）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（ありませんの声）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。議案第 51 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 51 号は、原案どおり可決いたしました。

（日程第 17 認定第 1 号「令和 4 年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第 18 認定第 2 号「令和 4 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第 19 認定第 3 号「令和 4 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第 20 認定第 4 号「令和 4 年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第 21 認定第 5 号「令和 4 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第 22 認定第 6 号「令和 4 年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について」)

議 長（大野君）

日程第 17、
認定第 1 号「令和 4 年度秩父別町一般会計歳入歳出決算の認定について」、
日程第 18、
認定第 2 号「令和 4 年度秩父別町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、
日程第 19、
認定第 3 号「令和 4 年度秩父別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」、
日程第 20、
認定第 4 号「令和 4 年度秩父別町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、
日程第 21、
認定第 5 号「令和 4 年度秩父別町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、
日程第 22、
認定第 6 号「令和 4 年度秩父別町簡易水道事業会計決算の認定について」、
以上 6 件を一括議題といたします。
本件に対して、提案者の説明を求めます。 総務課長。

総務課長（中野君）

別紙議案により説明

議長（大野君）

お諮りいたします。本件は、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査をすることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して、審査をすることに決定いたしました。

なお、先に開催されました議会運営委員会において、委員長及び副委員

長の協議が行われ、決算審査特別委員会委員長に岡崎稔委員、副委員長に藤岡浩文委員が、それぞれ選任されました旨の報告を受けておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

ただ今、決算審査特別委員会委員長に選任されました岡崎議員から発言を求められておりますので、これを許します。

4 番 (岡崎君)

ただ今、設置されました決算審査特別委員会の委員長に、私が指名をいただき大変光栄に存じているところでございます。

本委員会の意義を思うと、その責任の重さを痛感するところであり、皆様方の絶大なるご協力を賜りながら、職務を全うしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

(延会宣言)

議 長 (大野君)

お諮りいたします。本日の会議は、この程度に留め延会にしたいと存じます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

明日、9月14日午後3時30分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集願ひます。ご苦勞様でございました。

延 会 午後1時13分